

豊田市建築物等における木材利用の促進に関する基本方針

豊田市（以下「市」という。）では、豊かな環境、資源及び文化をはぐくむ森林を保全し、次世代へ継承するため、「豊田市森づくり条例」（平成 19 年 3 月 30 日条例第 1 号。以下「市条例」という。）を制定し、人工林の間伐促進や木材の利用拡大等の政策を展開してきた。

このような中、「脱炭素社会の実現に資するための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）及び愛知県木材利用促進条例（令和 3 年愛知県条例第 38 号。以下「県条例」という。）が施行されたことから、市条例の目的の達成を目指し、国及び愛知県が定めた基本方針に即して、「豊田市建築物等における木材利用の促進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を定める。

1 目的

市内の建築物等への木材利用の促進を通じて、木のもたらすやすらぎと温もりのある快適な空間を市民に提供するとともに、豊田市内での身近な木材利用の促進を図ることにより、脱炭素社会の実現及び市内をはじめとした矢作川流域の森林整備への理解につなげることを目的とする。

2 定義

（１）「建築物」とは、建築基準法第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。

（２）「公共建築物」とは次に掲げるものとする。

ア 市が整備する、公用または公共の用に供する建築物

イ 市以外の者が整備するアに準ずる施設であって、下記に掲げる建築物

（ア）教育施設（学校、幼稚園（こども園）等）

（イ）社会福祉施設（特別養護老人ホーム、保育所（こども園）等）

（ウ）医療施設（病院、診療所等）

（エ）スポーツ施設（体育館等）

（オ）社会教育施設（図書館等）

（カ）公共交通機関の旅客施設（休憩所、待合所、駅舎等）

（キ）その他（市の補助金・交付金などの支援を受けて整備する施設）

（３）「木造化」とは、建築物の新築、増改築にあたり、構造耐力上主要な部分（壁、柱、梁、けた等）の全部又は一部に木材を利用することをいう。

（４）「木質化」とは、建築物の新築、増改築、改修等にあたり、室内に面する部分（天井、床、壁等）及び屋外に面する部分（外壁等）に木材を利用することをいう。

（５）「豊田市産材」とは、豊田市産であることが木材認証制度等により証明された木材のことをいう。

（６）「流域産材」とは、矢作川流域（岡崎市、恵那市、根羽村、設楽町、平谷村）産であることが木材認証制度等により証明された木材のことをいう。

（７）「公共土木工事」とは、市が事業主体となり施工する、道路、公園、河川、下水道等にかかる土木工事をいう。

3 市の責務

（１）公共建築物の整備又は公共土木工事において、豊田市産材、流域産材の見せる化を意識した積極的かつ効果的な活用によって、市民及び事業者の木材利用に関する受容性の拡大を図るよう努める。

（２）豊田市産材の利用促進及び供給の確保を図るよう努める。

（３）民間等が整備する住宅を含む建築物、備品等において、豊田市産材の利用が促進されるよう努める。

4 公共建築物における木材利用

(1) 木造化の推進

法令、来館者が少なく啓発効果が低い等で木造化に馴染まない施設を除き、木造とするように努める。

(2) 木質化及び木製家具・備品導入の推進

多くの者の目に触れる箇所については、法令等により木質化に馴染まないものを除き、内装等の木質化及び木製家具・備品の導入を優先的に検討する。

(3) 使用する木材の産地

原則として豊田市産材とし、状況に応じて流域産材・県産材・国産材の順位で利用に努めること。

5 民間建築物等における木材の利用

民間企業等が整備を行う建築物において、4(3)「使用する木材の産地」に準じ、木材が利用されるように幅広く呼び掛ける。

6 公共土木工事等の木材利用

(1) 公共土木工事

市が定める「公共工事における環境配慮指針」に基づき、木材を利用する。なお、使用する木材の産地は、4(3)「使用する木材の産地」に準じる。

(2) 家具・備品等の調達

4(3)「使用する木材の産地」に準じ、木材を利用した家具・備品等の利用促進に努める。その際には「豊田市グリーン調達方針」に基づき調達する。

7 「建築物木材利用促進協定」の活用

市は、法及び県条例に定める「建築物木材利用促進協定」（以下「協定」という。）の周知に努めるほか、事業者等から協定締結の申出があった場合、協定を締結することができる。

8 その他木材利用の促進に必要な事項

(1) 市及び施設管理者は、法及び県条例に基づき、利用者が木材の持つ良さや木材利用の意義を知ることができるよう、その啓発に努める。

(2) 公共建築物を整備する者は、部材の点検、補修、交換が容易となるよう設計上の工夫により維持管理コストの低減を図るものとする。この場合、その計画・設計等の段階から、建設コストのみならず、維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコスト（建築物の生涯費用）についても充分留意するものとする。

適 用

この基本方針は、平成24年7月1日から適用する。

適 用

この基本方針は、平成29年4月1日から適用する。

適 用

この基本方針は、令和5年12月1日から適用する。

(担当) 産業部農林振興室 森林課
企画政策部 資産経営課